⑷　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事として認める。)

①　単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者

㋐　同種工事（下記(a)及び(b)を必要とする。）

(a)　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。)25m以上のコンクリート橋脚を新設した工事

(b)　オールケーシング工法により施工した杭長25m以上の場所打ち杭を含む、場所打ち杭を200本以上施工した工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外

㋐　同種工事（下記(a)及び(b)を必要とする。）

(a)　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。)10m以上のコンクリート橋脚を新設した工事

(b)　オールケーシング工法により施工した杭長25m以上の場所打ち杭を含む、場所打ち杭を100本以上施工した工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理)技術者を当該工事に専任できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む。)している期間とする。

①　専任の主任（監理）技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理)技術者のうち１名以上が、元請けとしてしゅん功（完了)認定された、次に掲げる工事の施工実績を有すること。

ただし、同種工事の項に掲げる各工事の実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工事の経験を同一の者が有している必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

㋐　同種工事（下記(a)及び(b)を必要とする。）

(a)　躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ。又は、ケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ。)10m以上のコンクリート橋脚を新設した工事

(b)　オールケーシング工法により施工した杭長25m以上の場所打ち杭を含む、場所打ち杭を100本以上施工した工事（複数の杭での延べ延長は施工実績として認めない。）

③　現場代理人・主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に揚げる事項を満たしていること。

①　各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有してから営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有してから営業年数が５年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有すること。

③　各構成員の出資比率は、２者で構成される場合は30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

④　当社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を下記に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目　工事目的物の性能・機能に関する事項の性能・機能の「コンクリートの品質管理」・「場所打ち杭の品質及び出来形管理」及び社会的要請に関する事項の特別な安全対策の「安全対策」、環境対策の「騒音・振動等対策」、地球温暖化対策の「CO_2の排出抑制」を評価項目とする。

⑶　評価項目内容　技術提案は、評価項目毎に３提案以内とし、４提案以上の場合はその評価項目の提案を全て不採用（０点）とする。技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。なお、技術提案の枚数は、提案数に係らず説明図面及び写真等を含み評価項目毎にＡ４版３枚以内、全体でＡ４版15枚以内とし、規定枚数を超えた場合は全て不採用とする。

①　性能・機能「コンクリートの品質管理」

コンクリート構造物（橋台・橋脚）において、ひび割れ等を極力発生させない密実なコンクリートを施工するための品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。

②　性能・機能「場所打ち杭の品質及び出来形管理」　場所打ち杭の品質や施工精度を高めるために重要と思われる対策について期待できる効果を含めて記述する。

③　特別な安全対策「安全対策」　橋脚施工時の高所作業など工事全体を通しての安全対策について提案するとともに、資材運搬等の工事用道路使用時における交通安全対策について、期待できる効果を含めて記述する。

④　環境対策「騒音・振動等対策」　工事中の環境対策として、騒音・振動・砂塵防止・排水等の対策について、本線部及び工事用道路に関して、期待できる効果を含めて記述する。(民家・田畑・用排水路等に対して記載する。）

⑤　地球温暖化対策「CO_2の排出抑制」

工事中のCO_2削減対策として工法選定、資材選定、仮設設備等を含む機械選定において、特に重要と思われる対策について期待できる効果を含めて記述する。

⑷　評価項目の評価基準（判定方式）

①　優：標準案に比べ、非常に優れているもの

②　良：標準案に比べ、優れているもの

③　可：標準案と同等であるもの